

●日本学術会議地区会議運営要綱

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

改正 平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定
平成18年 2月23日日本学術会議第9回幹事会決定
平成19年 9月20日日本学術会議第42回幹事会決定

(総則)

第1 日本学術会議会則第33条に基づく地区会議の運営は、この要綱の定めるところによる。

(目的及び任務)

第2 地区会議は、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする。

第3 地区会議は、前項の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同で地区内の関係大学、関係機関・団体等の協力を得て、次の活動を行うものとする。

- (1) 科学者との懇談会の開催
- (2) 学術講演会等の開催
- (3) 地区会議ニュース等の発行
- (4) 地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする事業
- (5) その他目的の達成に必要な事業

(区分)

第4 地区会議の区分は次のとおりとする。

- (1) 北海道
- (2) 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- (3) 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
- (4) 中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- (5) 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- (6) 中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- (7) 九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿

児島県、沖縄県)

(各地区の構成員)

第5 前項「第4」で挙げた各地区の構成員は、原則として当該地区に勤務地（勤務地がない場合は居住地）を有する会員及び連携会員とする。ただし、会員又は連携会員は、申し出により、科学者委員会及び幹事会の議を経て、所属地区を変更することができる。

(地区会議運営協議会及び事務局)

第6 各地区に地区会議運営協議会を置き、当該地区の運営及び活動に関する事項を審議・決定する。

- 2 各地区に所属する会員は、互選により9名以内の地区会議運営協議会委員を選出する。その際、委員が特定の部に偏らないように配慮する。ただし、地区会議運営協議会から科学者委員会に要請があった場合は、科学者委員会及び幹事会の議を経て、当該地区に所属する会員又は連携会員の中から地区会議運営協議会委員を追加することができる。なお、委員の追加を認める場合も地区会議運営協議会の委員総数は12名を超えないものとする。
- 3 地区会議運営協議会は、互選により会員である委員の中から代表幹事1名を選出する。代表幹事は各地区会議運営協議会を主宰する。
- 4 各地区における地区会議運営協議会委員及び代表幹事の選出手続きは、構成員の規模等を考慮して、各地区で定め、科学者委員会の了承を得るものとする。
- 5 地区会議の活動に関する事務を処理するため、幹事会が決定する関係大学事務局に地方連絡委員を置く。それに対応して日本学術会議事務局内にも地方連絡委員を置く。地方連絡委員は、各地区の構成員等との連絡調整を密にするものとする。

(事業計画)

第7 各地区会議は、年度当初において当該年度における事業計画案を策定し、科学者委員会に提出しなければならない。

- 2 科学者委員会は、各地区会議の原案に基づき事業計画を整理し、幹事会の議を経て決定する。

(地区会議代表幹事会)

第8 地区会議代表幹事会は、科学者委員会の委員長及び各地区会議の代表幹事をもって構成する。

- 2 地区会議代表幹事会は、科学者委員会委員長がこれを主宰し、幹事若干名を置く。
- 3 地区会議代表幹事会は、原則として総会時に開催し、各地区会議と連絡を密にするものとする。

4 必要に応じて、総会時に委員会と地区会議代表幹事会の合同会議を開催することができる。

(留意事項)

第9 地区会議の事業は、法令及び規則等並びに地区会議の主旨に反しない範囲において、各地区の自主的判断に任せるものとする。ただし、各地区の事業内容等について、地区会議代表幹事会等において調整することができる。

2 地区会議の事業は、日本学術会議協力学術研究団体の活動と連携を保って行うことが望ましい。

3 地区会議は、事業を行うに当たって、他の地区会議と合同し、若しくは他の地区会議の一部の地域の協力を得て実施することができる。

4 各地区の地区割りは、各地区間の合意により変更することができる。

(庶務)

第10 地区会議の庶務は、日本学術会議事務局企画課及び関係大学事務局において処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は科学者委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年9月20日日本学術会議第42回幹事会決定）

この決定は、平成19年10月15日から施行する。